

## 「専利審査指南」改正箇所対照表

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正
<p><b>第一部第一章</b></p> <p><b>5.1.1 (3) 分割出願の提出時間</b></p> <p>ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再分割出願をする場合は例外とする。このような例外の場合、出願人は再分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書又は分割通知書のコピーを提出しなければならない。規定に合致した審査意見通知書又は分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として処理してはならない。規定に合致しないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官はみなし取下げの通知書を発行しなければならない。</p>	<p><b>第一部第一章</b></p> <p><b>5.1.1 (3) 分割出願の提出時間</b></p> <p>ただし、<u>審査官の発行した分割通知書又は審査意見通知書において分割出願に単一性の欠陥があるためと指摘されたことにより、出願人が審査官の審査意見に基づき再分割出願をする場合は例外とする。</u>このような例外の場合、再分割出願の提出日は、<u>単一性の欠陥が指摘された当該分割出願に基づき審査しなければならない。</u>規定に合致しない場合、当該分割出願に基づいて分割を行うことはできず、<u>出願人は再分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書又は分割通知書のコピーを提出しなければならない。</u>規定に合致した審査意見通知書又は分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、<u>例外</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>い。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願がみなし未提出の通知書を発行し案件終了の処理を行わなければならない。</p>	<p><del>として処理してはならない。規定に合致しないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官はみなし取下げの通知書を発行しなければならない。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願みなし未提出通知書を発行し、かつ案件終了の処理を行わなければならない。</del></p>
<p><b>5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者</b></p> <p>分割出願の出願人は原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合、出願人変更に関する証明材料を提出しなければならない。分割出願の発明者も原出願の発明者又はそのうちの一部のメンバーでなければならない。規定に合致しないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官はみなし取下げの通知書を発行しなければならない。</p>	<p><b>5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者</b></p> <p>分割出願の出願人は<u>分割出願提出時の原出願の出願人と同一</u>でなければならない。<del>同一でない場合、出願人変更に関する証明材料を提出しなければならない。</del><u>分割出願について再分割出願を提出する出願人は、当該分割出願の出願人と同一でなければならない。</u>規定に合致しない場合、審査官は、<u>分割出願みなし未提出通知書を発行しなければならない。</u></p> <p>分割出願の発明者は、<u>も</u><del>も</del>原出願の発明者又はその中の一部構成員でなければならない。分割出願について提出した再分割出願の</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p>発明者は、当該分割出願の発明者又はその中の一部構成員でなければならない。規定に合致しないものに対して、審査官は、補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は、みなし取下げ通知書を発行しなければならない。</p>
<p>第一部第一章 6.7 書誌事項の変更 6.7.2.2 専利出願権（又は専利権）の移転</p> <p>(2) 出願人(又は専利権者)は権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したことにより、変更の請求を行う場合、譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。当該契約は機構が締結したものである場合、機構の公印又は契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人(又は専利権者)がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与を同意する旨の証明資料を提出し</p>	<p>第一部第一章 6.7 書誌事項の変更 6.7.2.2 専利出願権（又は専利権）の移転</p> <p>(2) 出願人（又は専利権者）は、権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したことにより、変更の請求を行う場合、<u>双方当事者の署名又は押印した譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。次に掲げる事由に該当する場合、当事者の資格証明を提出しなければならない。当事者が専利出願権（又は専利権）の譲渡又は贈与に異議がある場合、当事者による専利出願権（又は専利権）の移転手続において複数回にわたり提出した証明書類が</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>なければならない。</p>	<p><u>相互に矛盾している場合、譲渡又は贈与合意書における出願人又は専利権者の署名又は押印が案件に記載された署名又は押印と一致しない場合。当該契約が機構によって締結されたものである場合、機構の公印又は契約専用印が押印されなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は押印しなければならない。出願人（又は専利権者）が複数人である場合、権利者全員が譲渡又は贈与に同意する旨の証明書類を提出しなければならない。</u></p>
<p>第一部第三章 4.2 意匠の図面又は写真 …… グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、全体製品の意匠図を提供しなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人が少なくとも1つの状態を表す前記全体製品の意匠図</p>	<p>第一部第三章 4.2 意匠の図面又は写真 …… <del>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、全体製品の意匠図を提供しなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人が少なくとも1つの状態を表す前記全体製品の意匠図を提</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>を提供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。</p> <p>.....</p> <p><b>4.3 簡単な説明</b></p> <p>.....</p> <p>(7) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースの用途、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの区域、ヒューマンコンピュータインタラクティブモード及び変化状態などを説明する。</p> <p style="text-align: center;">(以上は 2014 年 68 号局令にて改正した内容)</p>	<p><del>供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。</del></p> <p>.....</p> <p><b>4.3 簡単な説明</b></p> <p>.....</p> <p><del>(7) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースの用途、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの区域、ヒューマンコンピュータインタラクティブモード及び変化状態などを説明する。</del></p> <p><b>4.4 グラフィカルユーザインターフェースに係る製品意匠</b></p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースに係る製品意匠とは、製</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>品意匠の要部にグラフィカルユーザインターフェースが含まれる意匠をいう。</u></p> <p><b>4.4.1 製品名称</b></p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品意匠名称は、グラフィカルユーザインターフェースの主要な用途及びそれが応用される製品を示すものでなければならず、通常は「グラフィカルユーザインターフェース」という文字のキーワードを有するものとし、動的グラフィカルユーザインターフェースの製品名称には、「動的（中国語では「动态）」という文字のキーワードを有しなければならない。例えば「温度制御グラフィカルユーザインターフェースを搭載した冷蔵庫」、「携帯電話の天気予報動的グラフィカルユーザインターフェース」、「動画操作・グラフィカルユーザインターフェースを搭載したディスプレイスクリーンパネル」。</u></p> <p><u>「ソフトウェア・グラフィカルユーザインターフェース」、「オ</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>ペレーティング・グラフィカルユーザインターフェース」などのように、おおざっぱに「グラフィカルユーザインターフェース」の名称のみで製品名称としてはならない。</u></p> <p><b>4.4.2 意匠の図面又は写真</b></p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品意匠は、本部第三章第4.2節の規定に合致しなければならない。意匠の要部はグラフィカルユーザインターフェースのみにある場合、少なくとも当該グラフィカルユーザインターフェースのディスプレイスクリーンパネルを含む正投影図1点を提出しなければならない。</u></p> <p><u>最終製品におけるグラフィカルユーザインターフェース意匠のサイズ、位置及び比例関係を明確に示す必要がある場合、グラフィカルユーザインターフェースに係る面の最終製品正投影図1点を提出しなければならない。</u></p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>出願人は、少なくとも一つの状態のグラフィカルユーザインターフェイスに係る面の正投影図を提出して正面図としなければならない。その他の状態については、グラフィカルユーザインターフェイスキーフレームの図面のみを提出して変化状態図とすることができる。提出される図面は、動的図案における動画の完全なる変化過程を唯一に確定するものでなければならない。変化状態図に注記をつけるときは、動的変化過程における前後順序に従わなければならない。</u></p> <p><u>投影装置の操作に用いるグラフィカルユーザインターフェイスについては、グラフィカルユーザインターフェイスの図面を提出するほか、少なくとも投影装置を明確に図示した図面1点を提出しなければならない。</u></p> <p><b>4.4.3 概要説明</b></p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェイスを含む製品意匠は、概要説明において、グラフィカルユーザインターフェイスの用途を明</u></p>



<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>確に説明し、かつ製品名称に反映された用途と対応しなければならない。当該グラフィカルユーザインターフェースを含むディスプレイスクリーンパネルの正投影図のみを提出する場合には、例えば「当該ディスプレイスクリーンパネルは、携帯電話、コンピューターに用いられる」というように、当該グラフィカルユーザインターフェースディスプレイスクリーンパネルが応用される最終製品を網羅的に列挙しなければならない。必要がある場合、グラフィカルユーザインターフェースの製品に位置するエリア、ヒューマンインタラクションの方式及び変化過程等を説明する。</u></p>
<p><b>7.4意匠専利権を付与しない場合</b></p> <p>専利法第2条第4項の規定に基づき、次に掲げる項目は意匠専利権を付与しない事由に該当する。</p> <p>.....</p> <p>(11) ゲーム用インターフェース及び「ヒューマンインタラクションに関係しない」、又は「製品機能の実現に関係し</p>	<p><b>7.4意匠専利権を付与しない場合</b></p> <p>専利法第2条第4項の規定に基づき、次に掲げる項目は意匠専利権を付与しない事由に該当する。</p> <p>.....</p> <p>(11) ゲーム用インターフェース及び「ヒューマンインタラクションに関係しない」、<del>又は「製品機能の実現に関係しな</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>ない」製品のディスプレイ装置で示される図案。例えば、電子画面の壁紙、スイッチ操作の画面、ウェブサイトページのグラフィクレイアウト。</p>	<p><del>い」製品のディスプレイ装置で示される図案。例えば、電子画面の壁紙、スイッチ操作の画面、</del><u>「ヒューマンインタラクションに関係しない」ウェブサイトページのグラフィクレイアウト。</u></p>
<p><b>第二部第一章</b> <b>3.1.2 社会的倫理に違反する発明創造</b> …… 公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。……ヒト胚の工業又は商業目的での応用、……上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p>	<p><b>第二部第一章</b> <b>3.1.2 社会的倫理に違反する発明創造</b> …… 公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。……ヒト胚の工業又は商業目的での応用、……上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。 <u>ただし、発明創造が体内発育を經ていない受精14日以内のヒト胚を利用して幹細胞を分離又は取得するものである場合、「社会的倫理に対する違反」を理由に専利権の付与を拒絶することはできない。</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p><b>第二部第四章</b></p> <p><b>3.2.1.1 判断方法</b></p> <p>請求項に係る発明が現有技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は次に掲げる3つの手順に沿って行って良いとする。</p> <p>(1) 最も近い現有技術を確定する</p> <p>……</p> <p>(2) 発明の相違点（中国語では区別特徴）及び発明が実際に解決する技術的課題を確定する</p> <p>審査において、発明が実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、最初に、請求項に係る発明が最も近い現有技術と比して、如何なる相違点があるかを分析する。次いで、相違点が達成する技術的効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明が実際に解決する技</p>	<p><b>第二部第四章</b></p> <p><b>3.2.1.1 判断方法</b></p> <p>請求項に係る発明が現有技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は次に掲げる3つの手順に沿って行って良いとする。</p> <p>(1) 最も近い現有技術を確定する</p> <p>……</p> <p>(2) 発明の相違点（中国語では区別特徴）及び発明で実際に解決する技術的課題を確定する</p> <p>審査において、発明が実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、最初に、請求項に係る発明が最も近い現有技術に比して、如何なる相違点があるかを分析する。次いで、相違点が<u>保護請求対象発明において</u>達成する技術的効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明が実際</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>術的課題とは、より良好な技術的効果を得るために最も近い 現有技術に対し改善する必要性のある技術的なミッションを いう。</p> <p>……</p> <p>改めて確定した技術的課題は、おそらく各発明の具体的な 状況により定める必要がある。当業者が当該出願の明細書の 記載内容からその技術的効果を知り得るものなら、原則とし ては、発明の如何なる技術的効果でも改めて確定した技術的 課題の基礎となることができる。</p> <p>(3) 請求項に係る発明が当業者にとって自明的であるかど うかを判断する</p> <p>……</p>	<p>に解決する技術的課題とは、より良好な技術的効果を得るため に最も近い現有技術に対し改善する必要性のある技術的ミッ ションをいう。</p> <p>……</p> <p>改めて確定した技術的課題は、おそらく各発明の具体的な状 況により定める必要がある。当業者が当該出願の明細書の記載 内容からその技術的効果を知り得るものなら、原則としては、 発明の如何なる技術的効果でも改めて確定した技術的課題の 基礎となることができる。<u>機能上の相互に支え合い、相互作用 の関係にある技術的特徴については、その技術的特徴及びそれ ら間の関係が保護請求対象発明において達成する技術的効果を 全体的に考慮しなければならない。</u></p> <p>(3) 請求項に係る発明が当業者にとって自明的であるかど うかを判断する</p> <p>……</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p><b>第二部第七章</b></p> <p><b>2. 審査用検索資料</b></p> <p><b>2.1 検索用専利文献</b></p> <p>発明専利出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用専利文献の中で行われる。検索用専利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国専利文献、紙形式の国際専利分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の専利文献、マイクロフィルム形式の各国の専利文献を含む。</p> <p>専利局における電子ファイル形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開明細書、中国発明登録明細書、中国実用新案明細書、ヨーロッパ専利出願公開明細書、特許協力条約の国際専利出願公開明細書、米国専利明細書、日本専利出願公開明細書と日本実用新案明細書及び多国専利分類要約などを含む。専利局における紙形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開明</p>	<p><b>第二部第七章</b></p> <p><b>2. 審査用検索リソース資料</b></p> <p><b>2.1 検索用専利文献リソース</b></p> <p><del>発明専利出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用専利文献の中で行われる。検索用専利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国専利文献、紙形式の国際専利分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の専利文献、マイクロフィルム形式の各国の専利文献を含む。</del></p> <p><del>専利局における電子ファイル形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開明細書、中国発明登録明細書、中国実用新案明細書、ヨーロッパ専利出願公開明細書、特許協力条約の国際専利出願公開明細書、米国専利明細書、日本専利出願公開明細書と日本実用新案明細書及び多国専利分類要約などを含む。専利局における紙形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開明</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>利出願公開明細書、中国発明専利明細書、中国実用新案専利明細書、米国専利明細書、ヨーロッパ専利出願公開明細書、特許協力条約の国際専利出願公開明細書及び多国専利分類要約などを含む。</p> <p><b>2.2 検索用非専利文献</b></p> <p>審査官は専利文献の中で検索を行うほか、検索用非専利文献も調査しなければならない。検索用非専利文献には主に、電子ファイル形式又は紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、定期刊行物、索引ツール及びマニュアルなどを含む。</p>	<p><del>細書、中国発明専利明細書、中国実用新案専利明細書、米国専利明細書、ヨーロッパ専利出願公開明細書、特許協力条約の国際専利出願公開明細書及び多国専利分類要約などを含む。</del></p> <p><u>発明専利出願の実体審査手続においては、中国語専利文献と外国語専利文献を含む専利文献を検索しなければならない。</u></p> <p><u>審査官は、主にコンピューター検索システムを用いて、専利文献データベースを検索するものとする。専利文献データベースには主に、専利要約データベース、専利全文データベース、専利分類データベース等が含まれる。</u></p> <p><b>2.2 検索用非専利文献リソース</b></p> <p>審査官は、専利文献上で検索を行うほか、非専利文献も調査検索しなければならない。<u>コンピューター検索システム及びインターネット上で入手可能な</u><del>検索用非専利文献</del>には主に<u>電子ファイル形式又は紙形式での</u>国内外の科学技術関連の書籍、定期刊行物、<u>学位論文、標準/協定書、索引ツール及びマニュアル等</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p>が含まれる。</p>
<p><b>5.3 検索の技術分野の確定</b></p> <p>通常、審査官は出願の主題の所属技術分野において検索し、必要がある場合、機能の類似する技術分野まで検索を拡大するものとする。所属技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途及び相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の所属技術分野になる。機能の類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能により確定するものではない。例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、</p>	<p><b>5.3 検索の技術分野の確定</b></p> <p>通常、審査官は出願の主題の所属技術分野において検索し、必要がある場合、機能の類似する又は応用の類似する技術分野まで検索を拡大するものとする。所属技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途及び相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の所属技術分野になる。機能の類似する<u>又は応用の類似する</u>技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能<u>又は特定の応用</u>により確定するものではない。<del>例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの所属技術分野において関連文献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。</p>	<p><del>する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの所属技術分野において関連文献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。</del></p>
<p><b>5.4.2 検索要素の確定</b></p> <p>.....</p> <p>基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、</p>	<p><b>5.4.2 検索要素の確定</b></p> <p>.....</p> <p>基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コン</p>



<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。</p> <p>キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p><del>コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。</del></p> <p><del>キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。</del></p> <p>.....</p>
<p>6. 発明専利出願についての検索</p> <p>6.2 検索の順番</p> <p>6.2.1 所属技術分野における検索</p>	<p>6. 発明専利出願についての検索</p> <p><del>6.2 検索の順番</del></p> <p>6.2.1 所属技術分野における検索</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」</p> <p style="text-align: center;">(2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」</p> <p style="text-align: center;">第328号公告に基づき改正</p>
<p>所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する引例文献を見つける可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用専利文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1・・・(7/12優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検査用専利文献の中で検索しなければならない。</p> <p>出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行う</p>	<p><del>所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する引例文献を見つける可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用専利文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1・・・(7/12優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検査用専利文献の中で検索しなければならない。</del></p> <p><del>出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行うも</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>ものとする。</p> <p><b>6.2.2 機能類似の技術分野における検索</b></p> <p>審査官は本章第6.2.1節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第6.2.1節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。</p> <p><b>6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索</b></p> <p>本章第6.2.1節及び第6.2.2節における検索を介しても、引例文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。</p> <p>本章第6.2.1節、第6.2.2節及び第6.2.3節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は</p>	<p><del>ものとする。</del></p> <p><del><b>6.2.2 機能類似の技術分野における検索</b></del></p> <p><del>審査官は本章第6.2.1節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第6.2.1節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。</del></p> <p><del><b>6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索</b></del></p> <p><del>本章第6.2.1節及び第6.2.2節における検索を介しても、引例文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。</del></p> <p><del>本章第6.2.1節、第6.2.2節及び第6.2.3節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。</p> <p><b>6.2.4 その他の資料の検索</b></p> <p>必要に応じて、審査官は検索用非専利文献（本章第2.2節を参照する）において検索を行わなければならない。</p> <p>また審査官は、前述第6.2.1節及び第6.2.3節において検索して得た引例文献の引証書類を調べたり、検索して得た専利出願の公開明細書又は専利明細書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。</p> <p><b>6.3 具体的なステップ</b></p> <p><b>6.3.1 機械検索方式</b></p> <p>コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、AとBの2つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示し</p>	<p><del>6.2.4 その他の資料の検索</del></p> <p><del>必要に応じて、審査官は検索用非専利文献（本章第2.2節を参照する）において検索を行わなければならない。</del></p> <p><del>また審査官は、前述第6.2.1節及び第6.2.3節において検索して得た引例文献の引証書類を調べたり、検索して得た専利出願の公開明細書又は専利明細書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。</del></p> <p><del>6.3 具体的なステップ</del></p> <p><del>6.3.1 機械検索方式</del></p> <p><del>コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。</del></p> <p><del>例えば、AとBの2つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。</del></p> <p><del>検索要素Aに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>て良い。</p> <p>検索要素 A に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 A に対する検索結果とする。検索要素 B に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 B に対する検索結果とする。それから、前述の検索要素 A、B に対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。</p> <p>実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、</p> <p>(1) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。</p> <p>(2) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併</p>	<p><del>結果を論理和で併合して、検索要素 A に対する検索結果とする。検索要素 B に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 B に対する検索結果とする。それから、前述の検索要素 A、B に対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。</del></p> <p><del>実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、</del></p> <p><del>(1) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。</del></p> <p><del>(2) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。</del></p> <p><del>(3) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わるキ</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>合する。</p> <p>(3) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。</p> <p>(4) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。</p> <p>(5) 要素 A に関わる分類番号と要素 A に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素 B に関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。</p> <p>ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている引例文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式 (1) において、漏れる可能性のある文献は少なくとも A、B のいずれに関わる</p>	<p><del>ドという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。</del></p> <p><del>(4) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。</del></p> <p><del>(5) 要素 A に関わる分類番号と要素 A に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素 B に関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。</del></p> <p><del>ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている引例文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式 (1) において、漏れる可能性のある文献は少なくとも A、B のいずれに関わるキーワードを含むが、A の分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくとも A、B の分類番号のいずれか 1 つと同</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>キーワードを含むが、A の分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくとも A、B の分類番号のいずれか 1 つと同一であるが、B に関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素 A、B の組合せに対して、当該技術的解決手段の新規性又は進歩性（中国語では「創造性」）を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素 A 又は B に対して検索した結果を考慮すべきである。技術的解決手段に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素 A、B と C について、当該技術的解決手段の新規性又は進歩性を評価できる単独した文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+C と B+C の組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素 A、B と C を考える必要がある。</p>	<p><del>るが、Bに関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素 A、B の組合せに対して、当該技術的解決手段の新規性又は進歩性（中国語では「創造性」）を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素 A 又は B に対して検索した結果を考慮すべきである。技術的解決手段に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素 A、B と C について、当該技術的解決手段の新規性又は進歩性を評価できる単独した文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+C と B+C の組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素 A、B と C を考える必要がある。</del></p> <p><del>また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づいて、いつでも引用</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づいて、いつでも引用文献、被引用文献、発明者、出願人を対象とした追跡検索を行うことができる。</p> <p><b>6.3.2 マニュアル検索方式</b></p> <p>マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って専利文献を調べて良いとする。</p> <p>手順 1、検索対象技術分野の審査用検索書類における専利文献の標題紙にある要約書、添付図面及び特許請求の範囲の独立請求項の内容、日本、ロシア(旧ソ連を含む)、ドイツ(旧ドイツ連邦共和国を含む)、イギリス、フランス、スイス等国の専利分類ダイジェスト、国内外の定期刊行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、</p>	<p><del>文献、被引用文献、発明者、出願人を対象とした追跡検索を行うことができる。</del></p> <p><del><b>6.3.2 マニュアル検索方式</b></del></p> <p><del>マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って専利文献を調べて良いとする。</del></p> <p><del>手順 1、検索対象技術分野の審査用検索書類における専利文献の標題紙にある要約書、添付図面及び特許請求の範囲の独立請求項の内容、日本、ロシア(旧ソ連を含む)、ドイツ(旧ドイツ連邦共和国を含む)、イギリス、フランス、スイス等国の専利分類ダイジェスト、国内外の定期刊行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中</del></p>



<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。</p> <p>手順2、手順1で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している引例文献を選び出す。</p> <p>手順3、手順2で選び出された書類の明細書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される引例文献を確定する。</p>	<p><del>の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。</del></p> <p><del>手順2、手順1で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している引例文献を選び出す。</del></p> <p><del>手順3、手順2で選び出された書類の明細書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される引例文献を確定する。</del></p> <p><b>6.2 検索の過程</b></p> <p><u>審査官は通常、本章第8節に記載する検索中止の条件に合致するようになるまで、出願の特徴に基づいて、初歩検索、常規検索及び拡大検索の順番で検索を行い、検索結果を閲覧しながら新規性と進歩性について判断する。</u></p> <p><b>6.2.1 初歩検索</b></p> <p><u>審査官は、出願人、発明者、優先権などの情報を利用して、出願と同じパテントファミリーに属する出願、親出願/分割出願、</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>出願人又は発明者が提出した、出願の主題の所属技術分野と同一又は類似する技術分野のその他の出願を検索しなければならない。さらに、出願の主題の新規性、進歩性に影響を及ぼしうる引例文献を早期に見つけるために、意味検索を活用することもできる。</u></p> <p><b>6.2.2 常規検索</b></p> <p><u>常規検索とは、出願の主題の所属技術分野において行う検索をいう。</u></p> <p><u>所属技術分野とは、出願の主題が属する主要な技術分野をいう。これらの分野における検索は、密接に関連する引例文献を発見する可能性が最も高い。したがって、審査官はまず、これらの分野の専利文献を検索しなければならない。</u></p> <p><u>出願に係るその他の検索すべき主題については、それが属し又はそれに関連する技術分野において類似する方法で検索しなければならない。</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>本節に記載する検索を経て、確定した技術分野が正確でないと分かった場合、審査官は改めて技術分野を確定し、当該技術分野において検索しなければならない。</u></p> <p><b>6.2.3 拡大検索</b></p> <p><u>拡大検索とは、機能が類似する又は応用が類似する技術分野において行われる検索をいう。</u></p> <p><u>例えば、出願の独立請求項がシリコン系作動油を使用する油圧印刷機に限定されていたとする。発明はシリコン系作動油を使用することで、可動部材の腐食問題を解決する。油圧印刷機が属する技術分野で引例文献を検索しても見つからない場合、可動部材の腐食問題を抱える一般の油圧システムが属する分野など、機能が類似する技術分野、又は油圧システムの特定応用技術分野など応用が類似する技術分野において、拡大検索を行わなければならない。</u></p> <p><b>6.3 検索ポリシー</b></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>検索ポリシーの制定には、通常、検索システム又はデータベースの選択、基本検索要素の表明、検索式の構築と検索ポリシーの調整が含まれる。</u></p> <p><u>検索過程において、審査官はより関連文献を見つけるために、いつでも関連文献に基づいて、引用文献、被引用文献、発明者、出願人に関する追跡検索を行うことができる。</u></p> <p><b>6.3.1 検索システム又はデータベースの選定</b></p> <p><u>検索システム/データベースを選定するに当たって、審査官は通常、次のような要素を考慮する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 出願の主題の所属技術分野。</u></li> <li><u>(2) 検索が見込まれる文書の国別と年代。</u></li> <li><u>(3) 検索時に採用しようとする検索フィールドと検索システム/データベースが提供できる機能。</u></li> <li><u>(4) 出願人、発明者の特徴。</u></li> </ul> <p><b>6.3.2 基本検索要素の表明</b></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>基本検索要素の表明形式には主に、分類番号、キーワードなどが含まれる。一般的には、出願の主題を反映する基本検索要素は、優先して分類番号で表明しなければならない。</u></p> <p><u>分類番号で表明する場合、通常、出願の主題の特徴と分類システムの特徴に基づき、適切な分類システムを選定して使用しなければならない。一旦ある分類システムを選定した場合、まず最も正確で最下位の分類番号を利用して検索する。ただし、複数の緊密に関連している分類番号が同時に存在する場合、併せて検索することができる。</u></p> <p><u>キーワードで表明する場合、通常、まず最も基本的で最も正確なキーワードを利用する。そして次第に、形式上、意味上、角度上という3つのレベルでキーワードの表明を改善する。形式上のレベルでは、英語の品詞の違い、単数形及び複数形、よくあるつづりの誤り等キーワード表明の各種の形式を十分に配慮しなければならない。意味上のレベルでは、キーワードのさまざまな</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>同義語、類義語、反義語、コンテキスト等を十分に配慮しなければならない。角度上のレベルでは、明細書に記載する解決しようとする技術的課題、技術的効果等を十分に配慮しなければならない。</u></p> <p><b>6.3.3 検索式の構築</b></p> <p><u>審査官は同じ基本検索要素の異なる表明方式をブロックに構築し、出願の主題の特徴と検索状況を踏まえ、論理演算子を使用してブロックを結合し、検索式を構築することができる。ブロックの組み合わせ方式には、全要素組み合わせ検索、部分要素組み合わせ検索、単一要素検索が含まれる。</u></p> <p><b>6.3.4 検索ポリシーの調整</b></p> <p><u>審査官は通常、検索結果及び新規性と進歩性への評価の予期方向により、検索ポリシーを調整する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 基本検索要素の選定の調整</u></p> <p>審査官は、把握した従来技術と発明に対するさらなる理解によ</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p>り、基本検索要素を変更、追加又は減少する必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 検索システム/データベースの調整</u></p> <p>審査官はある検索システム/データベースにおいて引例文献を取得できなかった場合、使用できる検索フィールドと機能、及び予期引例文献の特徴により、検索システム/データベースを改めて選定する必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 基本検索要素の表明の調整</u></p> <p>審査官は検索結果により、基本検索要素の表明を随時調整する必要がある。例えば、分類番号の表明を調整するに当たって、通常、まず最も正確な下位の群を使用し、そして上位群を使用し、さらに大群を使用し、ひいては小類を使用する。検索結果により、又は分類表内部若しくは分類表間の関連性を利用して新しい、妥当な分類番号を見つけることもできる。キーワードの表明を調整するに当たって、通常、まず最も基本的で最も正確なキーワードを使用し、そして次第に形式上、意味上、角度上という3つのレ</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p>ベルで表明を調整する。</p>
<p><b>8. 検索の中止</b></p> <p><b>8.1 検索の限度</b></p> <p>……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予想される結果と相応しいものでなければならないということである。</p>	<p><b>8. 検索の中止</b></p> <p><b>8.1 検索の限度</b></p> <p>……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予想される結果と相応しいものでなければならないということである。</p> <p><u>これを原則に、審査官は引例文献を取得せずに検索の中止を決定する場合、少なくとも最低限度のデータベースを検索したことを前提条件としなければならない。最低限度のデータベースには通常、中国専利全文データベース、外国語専利要約データベース、英文専利全文データベース、中国定期刊行物全文データベースが含まなければならない。一部の特定分野の出願の場合は、さらに当該分野の専用データベース（例えば、化学構造データベース）が含まなければならない。必要がある場合、分野の特徴により、英文全文データベースの範囲を調整す</u></p>



<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>るか、又は標準/協定書等、その他の非専利文献のデータベースを増やすことができる。</u></p>
<p><b>第二部第七章</b> <b>10. 検索の必要がない場合</b> …… (4) 明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、当業者が実現できない。</p>	<p><b>第二部第七章</b> <b>10. 検索の必要がない場合</b> …… (4) 明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、当業者が実現できない。 <u>注意すべきは、出願のすべての主題が前述の事由に該当するか否かについては、必要がある場合、審査官は適切な方式を通じて関連する背景技術を理解し、当業者の立場に立って判断しなければならない。</u></p>
<p><b>12. 検索レポート</b> 検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する現有技術となる書類を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レ</p>	<p><b>12. 検索レポート</b> 検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する従来技術となる書類<u>及び検索過程に関連する検索記録情報</u>を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定され</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>ポートに検索の分野、データベース及び使われる基本的な検索要素とその表現方式(例えばキーワードなど)、検索して得られた引例文献及び引例文献と出願主題との関連程度を明確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。</p>	<p>た表を採用する。審査官は検索レポートに、<u>最も近い従来技術の検索・発見に使った検索のデータベース及び当該データベースに実行された検索表明式(基本検索要素表明形式と論理演算子を含む)を含む主要な検索式を</u><del>検索の分野、データベース及び使われる基本的な検索要素とその表現方式(例えばキーワードなど)、</del>明確に記載し、検索して得られた引例文献及び引例文献と出願主題との関連程度を<u>正確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。</u></p>
<p><b>第二部第八章 実体審査手続</b></p> <p><b>3. 出願書類の確認及び実体審査の準備</b></p> <p><b>3.4 審査順序</b></p> <p><b>3.4.1 一般原則</b></p> <p>本章第3.4.2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒に</p>	<p><b>第二部第八章 実体審査手続き</b></p> <p><b>3. 出願書類の確認及び実体審査の準備</b></p> <p><del>3.4 審査順序</del></p> <p><del>3.4.1 一般原則</del></p> <p><del>本章第3.4.2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒に</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>して同時に審査してもよい。</p> <p>第一回審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。</p> <p><b>3.4.2 特殊処理</b></p> <p>以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。</p> <p>(1) 国家の利益又は公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人又はその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。</p> <p>(2) 専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。</p> <p>(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。</p>	<p><del>同時に審査してもよい。</del></p> <p><del>第一回審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。</del></p> <p><del><b>3.4.2 特殊処理</b></del></p> <p><del>以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。</del></p> <p><del>(1) 国家の利益又は公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人又はその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。</del></p> <p><del>(2) 専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。</del></p> <p><del>(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>第二部第八章 4.2 出願書類の読解及び発明への理解</p> <p>実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記載されている技術的課題を解決するための技術的解決手段を理解すること、そして当該技術的解決手段の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術との相違点を明確にすること、また、当該技術的解決手段がもたらしうる技術的効果を把握することなどが挙げられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。</p>	<p>第二部第八章 4.2 出願書類の読解及び発明への理解</p> <p>実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、<u>かつ背景技術の全体的な状況を十分に把握し、発明を的確に理解することに努めなければならない。</u>重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記載されている技術的課題を解決するための技術的解決手段<u>及び当該技術的解決手段がもたらし得る技術的効果を</u>理解すること、そして当該技術的解決手段の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術との相違点を明確にすること、<u>さらに発明の背景技術に対する改善を明確にすること</u><del>また、当該技術的解決手段がもたらしうる技術的効果を把握すること</del>などが挙げられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。</p>
<p>4.10.2.2 審査意見通知書の正文</p>	<p>4.10.2.2 審査意見通知書の正文</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。</p> <p>……</p> <p>(4) 新規性又は進歩性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は進歩性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、又は反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、明細書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。</p> <p>……</p> <p>審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用</p>	<p>出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。</p> <p>……</p> <p>(4) 新規性又は進歩性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は進歩性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、又は反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、明細書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。</p> <p>……</p> <p>審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は理由を説明するか、又は相応の証拠を提供してこれを証明できるようにしなければならない。</p>	<p><u>した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は相応の証拠を提供してこれを証明できるようにするか、理由を説明するか、又は相応の証拠を提供してこれを証明できる理由を説明しなければならない。審査意見通知書において、審査官は請求項における技術的課題の解決に貢献した技術的特徴を公知常識と認定する場合、通常は証拠を提供してこれを証明しなければならない。</u></p>
<p><b>第二部第八章</b> <b>4.11.1 出願に対する継続審査後の審査処理</b> 審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行ってよいとする。 (1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を</p>	<p><b>第二部第八章</b> <b>4.11.1 出願に対する継続審査後の審査処理</b> 審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行ってよいとする。 (1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接(本章第4.12節を参照)により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第4.13節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正(本章第5.2.4.2節、6.2.2節を参照)を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。</p>	<p>出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接、電話での討論及びその他の方式(本章第4.12節、第4.13節を参照)により審査を加速させることもできる。<del>個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第4.13節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただし、</del>明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正(本章第5.2.4.2節、6.2.2節を参照)を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。</p>
<p><b>4.12 面接</b></p> <p>例えば、本章第4.11.1節(1)に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たせると審査官が認めるならば、出願人からの面接要請に同意しなければならない</p>	<p><b>4.12 面接</b></p> <p><u>実体審査過程において、</u><del>例えば、本章第4.11.1節(1)に述べたような一部の状況においては、</del>審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たせ、<u>問題の明確化、食い違いの解消、理解の促進に資すると審</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>ない。その逆であれば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。</p> <p><b>4.12.1 面接の実施条件</b></p> <p>面接の実施条件は以下になる。</p> <p>(1) 審査官がすでに1回目の審査意見通知書を発行している、かつ</p> <p>(2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、又はその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。</p> <p>面接は、審査官から要請したのもので、出願人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、</p>	<p><del>審査官が認める</del>ならば、審査官は出願人からの面接要請に同意しなければならない。<del>その逆であれば</del>一方、書面方式、電話での討論などを通じて双方の意見がすでに十分に表明されており、関連事実の認定が明瞭であるならば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。</p> <p><b>4.12.1 面接の開始実施条件</b></p> <p><del>面接の実施条件は以下になる。</del></p> <p><del>(1) 審査官がすでに1回目の審査意見通知書を発行している、かつ</del></p> <p><del>(2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、又はその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。</del></p> <p>面接は、審査官から要請したのもので、出願人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、又は電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接</p>



<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>又は電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、又は出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">……</p>	<p>の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、又は出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">……</p>
<p><b>4.13 電話での討論</b></p> <p>審査官は出願書類にある問題点について、電話で出願人と討論することができるが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管しなければならない。電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、出願人が通常、当該補正を受けた書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補</p>	<p><b>4.13 電話での討論及びその他の方式</b></p> <p><u>実体審査過程において、審査官は発明と従来技術への理解、出願書類にある問題点などについて、電話で出願人と討論することができるが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。</u> <u>ビデオ会議、電子メールなどその他の方式で出願人と討論することもできる。</u> <u>必要がある場合、審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管しなければならない。</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>正書類により審査結論を下さなければならない。</p> <p>審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第5.2.4.2節及び第6.2.2節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施してよいとする。</p>	<p><del>電話での討論</del>において審査官が同意した補正内容については、<u>本章第5.2.4.2節及び第6.2.2節に記載する事由に該当する場合、審査官は職権によりこれらの明らかな誤りを補正することができる。</u>審査官が職権により補正した内容を除き、<u>審査官が同意した補正内容について、出願人が通常、当該補正を受けた書類を正式に提出しなければならない。</u>審査官は当該書面による補正書類により審査結論を下さなければならない。</p> <p><del>審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第5.2.4.2節及び第6.2.2節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施してよいとする。</del></p>
<p><b>第二部第十章</b></p> <p><b>9.1.1.1 ヒト胚性幹細胞</b></p> <p>ヒト胚性幹細胞とその作製方法は、専利法5条1項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p>	<p><b>第二部第十章</b></p> <p><del><b>9.1.1.1 ヒト胚性幹細胞</b></del></p> <p><del>ヒト胚性幹細胞とその作製方法は、専利法5条1項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</del></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p><b>9.1.1.2 各形成及び発育段階にある人体</b></p> <p>ヒトの生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法5条1項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。</p> <p><b>9.1.1.3 遺伝資源の違法獲得又は利用により完成された発明創造</b></p>	<p><b>9.1.1. <del>1</del>各形成及び発育段階にある人体</b></p> <p>ヒトの生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法5条1項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。<u>ヒト胚性幹細胞は各形成及び発育段階にある人体に該当しない。</u></p> <p><b>9.1.1. <del>2</del>遺伝資源の違法獲得又は利用により完成された発明創造</b></p>
<p><b>第四部第三章</b></p> <p><b>3.3 無効審判請求の範囲及び理由と証拠</b></p> <p>……</p> <p>(5) 請求人は、無効審判の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術的解決手段を比較する必要がある発明又は実用新案の専利について、係争専利及び引例文献にある関連技術的解決手段を具体的に描写し、</p>	<p><b>第四部第三章</b></p> <p><b>3.3 無効審判請求の範囲及び理由と証拠</b></p> <p>……</p> <p>(5) 請求人は、無効審判の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術的解決手段を比較する必要がある発明又は実用新案の専利について、係争専利及び引例文献にある関連技術的解決手段を具体的に描写し、比較・分</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>比較・分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠専利については、係争専利及び引例文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較・分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法第22条第3項における無効審判の理由について、複数の引例文献を提出している場合には、無効審判の請求対象専利と最も近い引例文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引例文献にある技術的解決手段を具体的に描写し、比較・分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2つ又は2つ以上の結合方式がある場合には、具体的な結合方式を明記しなければならない。異なる独立請求項については、最も近い引例文献を個々に明記してもよい。</p> <p>……</p>	<p>析を行わなければならない。比較する必要がある意匠専利については、係争専利及び引例文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較・分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法第22条第3項における無効審判の理由について、複数の引例文献を提出している場合には、無効審判の請求対象専利と最も近い引例文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引例文献にある技術的解決手段を具体的に描写し、比較・分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2つ又は2つ以上の結合方式がある場合には、<u>まず最も主要具体的な結合方式を比較・分析明記しなければならない。最も主要な結合方式が明確にされていない場合、第一群の引例文献の結合方式が最も主要な結合方式であると黙認する。</u>異なる独立請求項については、最も近い引例文献を個々に明記してもよい。</p> <p>……</p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p><b>第五部第二章 専利に係わる費用</b></p>	<p><b>第五部第二章 専利に係わる費用</b></p>
<p><b>7. 費用納付情報の補完</b></p> <p>費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。</p> <p>費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号（又は専利番号）及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しな</p>	<p><b>7. 費用納付情報の補完</b></p> <p>費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、<del>送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。</del><u>送金当日に、専利局から規定された方式及び要求に従って補完しなければならない。</u>補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。</p> <p><del>費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号（又は専利番号）及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。</del><u>費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピ</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
<p>ければならない。</p>	<p><del>を提出することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。</del></p>
<p>第五部第七章 期限、権利の回復、中止</p>	<p>第五部第七章 期限、権利の回復、中止、<u>審査の順番</u></p> <p><u>8. 審査の順番</u></p> <p><u>8.1 一般原則</u></p> <p><u>発明、実用新案と意匠権利出願については、一般的に、出願書類を提出した前後の順番で方式審査を開始しなければならない。</u></p> <p><u>発明専利出願については、実体審査手続き開始に関するその他の条件を満たしていることを前提に、一般的に、実体審査請求書を提出して実体審査費用を納付した前後の順番で実体審査を開始しなければならない。別途規定がある場合は除く。</u></p> <p><u>8.2 優先審査</u></p> <p><u>国・地方自治体による重点発展産業又は奨励産業に属し、国の利益又は公共の利益に重要な意義がある出願、又は市場活動において一定の需要のある出願などについては、出願人が請求して許</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>可を受けた場合、優先審査を行い、かつその後の審査過程において優先して処理することができる。規定に基づき、その他の関係当事者から優先審査の請求が提出された場合、規定に基づき処理する。優先審査を適用する具体的な事由については「専利優先審査管理弁法」によって定める。</u></p> <p><u>ただし、同一の出願人が同じ日（出願日のみを指す）に同様の発明創造について実用新案と発明の両方を出願した場合、そのうちの発明専利出願については一般に優先審査を行わない。</u></p> <p><b>8.3 遅延審査</b></p> <p><u>出願人は発明及び意匠専利出願について遅延審査請求を提出することができる。発明専利遅延審査請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならない。ただし、発明専利出願に関する遅延審査請求は、実体審査の請求発効日から効力を生じる。意匠遅延審査の請求は、出願人が意匠を出願すると同時に提出しなければならない。遅延期間は遅延審査請求を提出</u></p>

<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p style="text-align: center;">「専利審査指南」 第328号公告に基づき改正</p>
	<p><u>して効力が生じた日から起算して1年、2年又は3年とする。遅延期間の満了後、当該出願は順番で審査を待つ。必要がある場合、専利局は自発的に審査手続きを開始し、かつ出願人に通知することができる。出願人が請求した遅延審査期間は終了となる。</u></p> <p><b>8.4 専利局の自発的開始</b></p> <p><u>専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願について、優先して処理することができる。</u></p>

出所：2019年9月23日付け国家知識産権局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.cnipa.gov.cn/docs/20190925150749766977.pdf>

※本資料は仮訳の部分を含みます。JETRO では情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。